

## 第18回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年5月29日（木）9:30～12:30

場 所：第2水産ビル 8階BC会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐委員、林委員、福士委員、宮田委員

（参考人）日置真世 北大大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター助手

（事務局）川城地域主権局長、渡辺地域主権局参事

### ○ 井上会長：

早くからご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事はお手元に配布されております次第にそって進めさせていただきたいと思っております。毎回整理のために申し上げていることですが、7月の第3次答申に向けて継続検討となっていた74件の道民の皆様方からの提案をベースに今回第3次答申というのは、産業雇用、そして地域再生ということを2つの大きなテーマを設定しております。皆様方に配布されております資料の1に掲げてありますように産業雇用、これが全部で16件、そして地域再生が11件ということで合計27件に絞り込んでいるところであります。前回の会議におきましては第17回ということでございますけれども、そこでは交通関係など6項目について議論をしてまいったところでありまして、本日そういった部分で検討していない部分、配布されている資料では第18回の右側ということになりますけれども、前回も議論した一部カジノの振興云々というところと、今回新たに民宿・ファームイン等々のテーマについて議論をさせていただきたいというふうに思います。そして下の丸のついている部分で言えば、下から2番目※印がついていてコミュニティーハウスという記載がございます。コミュニティーハウス関係については、前回あるいは前々回から皆様方にご案内しておりましたように、参考人の方に来ていただいておりますので、そのプレゼンテーション、説明等々について10時半からおおよそ30分間程度お話を伺い、その後質疑応答をするということの予定であります。ですから最初に10時半を目途にこれから意見の交換等々をしてまいりたいというふうに思っております。分野別審議ということで第18回丸のついている部分から1つひとつ議論をしてまいりたいと思っております。

1番最初に新たに出てきたもので、民宿・ファームインの活性化等々から事務局から説明をいただいて、その後意見の交換等をするというかたちで逐一議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

事務局のほうからまず最初に55そして216になりますけれども、民宿・ファームインの活性化等についてご説明をいただきたいと思います。

### ○ 渡辺地域主権局参事：

おはようございます。よろしくおねがいたします。提案の55自家製果実酒や搾りたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制の緩和。216は酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳が提供できるようにするの2つでございます。

まず果実酒の関係でございますけれども、資料の1ページをご覧くださいまして、これは酒税法でございます。法の第7条、酒類を製造しようとする者は、所轄税務署長の製造免許を受けなければならないとありまして、その2項で酒類の製造免許は、次に定める数

量に達しない場合には受けることが出来なくなっておりまして、果実酒の場合は第7号ですが、6キロリットル生産しなければ製造免許がもらえないということになっております。1ページの1番下のほうになります。第43条これはみなし製造ということになっていますけれども、酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなすとなっており、結局お酒に果実を混ぜると新たに酒を製造したというふうになります。そしてこの場合は酒造免許を取らなければなりませんので、年間6キロリットル以上つくる場合でなければ製造免許は取れませんので、ファームインなど泊まるお客さんに出すときに6キロリットル、6,000リットルですね、必要なかということになります。これは一昨年ニセコのファームインでこういうことが税務署から指摘されたということが新聞等で取りあげられて話題になっておりましたけれども、そのようなことを受けて本国会で租税特別措置法の酒税関係が改正されて、これが3ページになります。これが5月に税務署のホームページに掲げられていた資料なんですけれども、平成20年4月30日より「酒場、料理店等を営む方については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができる」という特例措置が設けられたということになります。それで下にありますけれども、特例措置の適用を受けることができる方ということで、その（注）というところがありますけれども、酒場、料理店のほかに例えば民宿、旅館、飲食店が含まれますということになります。ただし最後の3ページの下になりますけれども、混和に使用できる蒸留酒類の数量は営業場ごとに年間1キロリットル以内に限られますということ、作れる量は1,000リットルでございます。とにかくその部分については果実酒は認められたということで、4ページをご覧ください。認めた代わりに混和をして提供する場合、税務署に申告書を出ささいということになっておりまして、混和の方法等を書いてこの様式に従って税務署に出すということになったそうでございます。いずれにいたしましてもこの提案に関しましては、お客さんにファームインとかで、果実酒を自分たちでつくったりしたら出すことができるというふうになりました。ただ酒税法の43条のみなし製造の部分がお酒に何かを混ぜると新たにお酒を造ったとみなすという部分に対して、前回、議論があったと伺っておりますけれども、その部分の疑問というのは残りますけれども、提案したものは実現したということになります。

次に5ページになりますけれども、搾りたて牛乳の関係でございます。これは5ページは、この提案と同趣旨の質問が道議会で過去行われておりまして、この質問を資料として使わせていただいております。この真ん中のちょっと下に乳等省令は昭和26年に定められたもので、酪農家における搾乳衛生事情は、当時とは隔世の感があるほど変わってきている。乳等省令では、処理後の牛乳中の殺菌数を1ミリリットル当たり5万個以下としているけれども、今酪農の現場の自主規制の中で酪農家から出荷される段階でさえ、1ミリリットル当たりの殺菌数が5,000個を超える生乳はほとんどなくなっているのが現状である。自家産の牛乳を飲ませようとするファームインでは、乳等省令に定める製造方法の基準にある殺菌方法や保存方法の基準を遵守することを条件として乳等一般の成分規格及び製造方法の基準にある乳処理業の許可を受けた施設での処理に例外規定を設けるように国に働きかけるべきとの質問でございます。

次6ページになりますけれども、この質問にあります乳等省令について簡単に説明します。牛乳の製造は乳等省令で成分規格、製造方法、保存方法の基準が定められている。牛乳の製造基準に適合しない牛乳というのは、製造、販売することはできない。

7ページになります。乳等省令に基づいた殺菌については、牛乳は、保持式により63℃で30分間加熱殺菌するか、またはこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌することになっておりまして、同等の殺菌方法というのがその下の殺菌の種類と温度とありま

すが4種類、基準として決められています。

9 ページになりますけれども、これは食品衛生法、いわば乳等省令の元となります食品衛生法です。1 番目第 5 条以下、販売（不特定多数又は多数のものに対する販売以外の授与を含む）ということで、無償でも不特定多数の者に食品を提供する場合にはこれの食品衛生法の基準を求められています。第 11 条では厚生労働大臣が食品の製造・加工・使用・調理若しくは保存方法について基準を定めるということが決まっています、第 18 条で厚生労働大臣はその作ったものをどういう器具を使って作るのか、どういう容器に保存するのかということも基準を厚生労働大臣が定めるんだというのが決まっております。51 条これだけが都道府県が製造の施設についての基準を都道府県が作るということになっています。

次 10 ページになりますけれども、10 ページの真ん中に乳及び乳製品の成分規格等に関する省令というのがございます。これが乳等省令というものでございます。この省令で製造器具ですとか容器、包装等について基準や規格が具体的に定められているという仕組みになっています。そのあと乳等省令がありまして、13 ページまで乳等省令です。

次 14 ページが道の条例、食品衛生法施行条例ということで製造施設等の基準について条例で定めております。これが 16 ページまでございまして、以上のようにどういう牛乳を製造・加工・処理する基準、あるいはどういう器具を用いて保存するのか等は細かく基準が定められておりまして、こういう基準を遵守することが求められますので提案のように簡単に自家製の牛乳をお客さんに提供することができないということになってございます。

17 ページですが、これは構造改革特区で提案された関連の提案でございまして。この提案の中身自体は自分が製造しようとしている方法が、法令の基準に合致しているかどうかを問う内容になっています。答えとしては法令にあってるので規制緩和しなくてもこのままやっってくださいというのが国の回答なのですが、下から 2 行目なんですけれども、「なお、現行の基準を変更する等、省令改正を希望する場合は、安全性・有効性等の科学的データを添えて、厚生労働大臣あて要請する必要がある」ということで、科学的データの重要性ということ国は主張しております。

次 19 ページですけれども、これは先ほどの構造改革特区の質問された方なんですけれども、低コストで自家製の牛乳を販売した例が載ってましたのでご紹介いたします。低コストということでございますので、最低限の施工投資をされた上でこの方はされたようです。

最後のほう 20 ページですけれども、これは思いやりファームということで、これは日本で唯一加熱殺菌を一切しないで売っている例でございまして。これは食品衛生法施行例の特別牛乳搾取処理業の許可というものを取って販売しているということでございまして、この特別牛乳搾取処理業の許可を取得するためには、搾乳の際に雑菌の混入を防ぐ措置を講ずる、搾乳後を直ちに菌の検査を行い最終的に瓶詰めされた商品の検査を行って、問題がないことを確認してから出荷する。毎日の検査を積み重ねて食品衛生法や乳等省令の基準をクリアしたことを証明したと、こういうことで国のほうから販売を認められた例でございまして。

いずれにいたしましても、最後 22 ページにグリーン・ツーリズムということでファームインとか、そういうものがどのくらい普及しているかという参考資料として付けさせていただいております。いずれにしましても、搾りたて牛乳につきましては提案するにあたって科学的データというものが最後は求められてくるので、安全性というのがこちらの方で保障する必要があるということが考えられます。

以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関しまして、まずご質問、あるいはご意見があったらお話いただきたいと思いますがいかがでしょうか。先生方からご意見をいただく前に申し訳ないのですが、ちょっと1、2点確認させていただきたいと思います。今の事務局の説明によりますと、今日55と216というのをこのジャンルで議論しようとしているのですが、55の民宿・ファームインの活性化というものについては、もう実質的に実現しているということで改めてこの特区提案にあげなくてもいいのではないかとというのが説明の趣旨と理解してよろしいのですか。

○ 渡辺地域主権局参事：

果実酒の方は基本的には実現しているということです。搾りたて牛乳については・・・。

○ 井上会長：

それはだから今の55ですね、55は実質的に・・・。

○ 渡辺地域主権局参事：

これは自家製果実酒と搾りたて牛乳が2つあるものですから。

○ 井上会長：

はい、わかりました。それで牛乳のほうについては、科学的な試験等々が必要、それを証明しなければいけないというのが食品衛生法、あるいは乳等法で載っているということで、そこのところについては要するに科学的な証明をする必要があるというところで今説明が終わっている。そこところが非常に難しいのではないかとこの含みを持たせたご議論なんでしょうか。

○ 渡辺地域主権局参事：

提案そのものは基準を全くいじらないということで、緩める場合にはやはりデータがいずれは提案として出した場合には求められてくるので、その場合には何なりかのお金掛けて何かをして、そちらのほうでデータを揃える必要がある、出てくるのかなど。そこまでやって提案するのかどうかという判断なんだと思います。

○ 井上会長：

私ばかり話していて申し訳ないのですけれども。先生方からご意見・ご質問がありましたらどうぞ。福士先生よろしくお願いします。

○ 福士委員：

質問なんですけれども、確かに簡易殺菌牛乳ということでファームインで、搾りたての牛乳を飲ませてあげたいということで。ただ安全性の問題があって、やはり消費者としては安全なものを提供してほしいというのがあると思うんです。そこにこのご提案のどの段階で簡単にしてほしいと。どういうかたちで変えればいとおっしゃっているのかというのがちょっと見えないところがあるんです。1つは現段階でもこの方が自分のところについては安全なんだと証明していただければできるわけです、現在でも。それをどういうかたちで変えてほしいのか、あるいは変える可能性があるのかというのを教えてほしいなど。

○ **渡辺地域主権局参事：**

提案そのものからいうとどの程度なのかというのはちょっと提案からは読み取れないのですが、1番極端な例でいくと現実に酪農をやってらっしゃるご家庭が自分たちでは絞った牛乳を飲んでらっしゃるということで、やかんで沸かすという方法で飲んでらっしゃるらしいのですが、自分たちが飲んでいるのと同じ方法でつくったものをお客さんに飲ませたいという、極端な例ですが。

○ **福士委員：**

それは北海道ではそういう基準でやると。そういう基準で問題ないということを経済特区の中で道州制特区の仕組みでやるのかということなんですけれども。

○ **渡辺地域主権局参事：**

道州制特区というかたちになれば、基本的にこの全責任の部分を道が担うということで基準をまとめるという感じですね。経済特区で個々やりたい方が、自分たちの部分を自分たちを諸税して可能というやり方で、実際やろうとしている人がやるという感じだと思うわけですね。道の能力という部分にたくさんかかってくる。

○ **宮田委員：**

食品衛生法の18条と51条の厚生労働大臣のところになると、都道府県で届けの機器とか、施設に関するものについて今の流れでいえば、厚生労働大臣にデータを添えて提出すればできるんですけども、これをやるとすれば、道でやれるのかどうかとことで今のことで質問したかった。どうも食品関係の国でいけば薬事食品衛生審議会がこれを責任をもつんだと思うんです。それに該当するような道の機関というのはどういったところを考えているのでしょうか。

○ **渡辺地域主権局参事：**

審議会的なものはその議論をいただいてからになると思うんですけども、衛生研究所とか、食品加工研究センターとか、そういうような研究機関のデータを添えてということになるかと思います。専門の機関というのがあるのかということとちょっとこれは。

○ **宮田委員：**

やろうと思えばできるということか。

○ **渡辺地域主権局参事：**

いろいろ機材を用意したり、人材を配置していけば。

○ **林委員：**

私自身は19ページの紹介されているところも取材に行って、このことも意外に農業者も知らない面もあるんです。それで私はこのことに関しては道州制特区よりは、このことをきちんと報道してあげるといえるのでしょうか、こういう方法があるということの方がいいのではないかなと思っています。というのは今やっぱりほとんどの人は搾りた牛乳を飲んでもまず大丈夫だと経験的にみんな言っているけれども、もし安易に規制を外すことで、もし何か食中毒やいろいろな問題がおきた時にやっぱりそれを北海道としてきちんとできるかということ、それは相当検査のこととかいろいろ大変なことがあって、私はこれに関しては経済特区のことをきちんと紹介してあげるといえるのでいいのかなという気

はしています。例えば先ほどの55に関する果実酒のほうについても関連の方たちはかなり知っていると思うんですけども、すごく我われは国税局が来たというのはものすごくニュースで大きく報道されたけれども、こういうふうに変ったというあたりはそれほどでもなかったというのもあるので、逆にこういう一般道民の方からの提案に対してきちんとこういうふうになっているんだというのを紹介するだけでも、かなり民宿・ファームインの活性化にはつながるのかなというふうに私は思っています。

○ 井上会長：

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。今の林委員の意見についてどうですか。

○ 宮田委員：

現行でもできるのだろうけども、ただそれをもう少し支援するような。ただ特区の話ではないんだけど。やるとすれば何か考え方だとか。

○ 福士委員：

道州制特区というよりは構造改革特区のような考え方に支援していくという、そちらの方が合理的かなと感じます。

○ 井上会長：

いかがですか。

○ 林委員：

先ほど普通の農家は沸かして家で飲んでいる。北海道では沸かせば大丈夫というものもあるのかもしれないですね。ただその裏づけ、データをそういうことを研究して全くない。既存の研究でないのでしょうか。もし、そのためにもものすごい研究費を使うというのはちょっと今の時代では合わないかもしれないけれども、もしそういうデータを科学系とか大学の酪農学部等で、もしそういうものを持っているのだとしたらそっちの方でそれこそ酪農家支援としては可能性はあるかもしれませんよね。

○ 渡辺地域主権局参事：

自分たちの飲むものというのは本当に搾りたての今まさにこのものですがけれども、法律はきっと保存するとか、販売、流通ルートにのせるとかそういうことまで念頭に置いた殺菌の方法になっているんだと思うんです。ですから、そういう既存のそういうところを申し上げているのかちょっと分かりませんが、ちょっと視点が違う、法律の深掘りするところの視点が違うというところはあるんだろうと思います。

○ 林委員：

ここでの提案はあくまで民宿で簡易殺菌した牛乳を全く保存とか流通を考えないで、そのことだけですよね。だとしたら本当に限定して道州制特区にしてほしいという考えもありますよね。（渡辺地域主権局考参事：考えも成り立ちますか。）

そういう意味ではせっかく構造特区でなく、道州制特区でやるという道もあるのであれば、このあたりについて例えば何時間以内で普通にお鍋で煮沸しただけで絶対大丈夫というようなことがもしそういったデータなどがあるのであれば、そういうふうなことを条件にして農家・民宿で出せるというのも1つ。とても小さな権限委譲かもしれないけれども、

逆に牛乳というのは今までは消費者に売るといえるのでしょうか、保存して流通をさせて売るといえる感覚だけども、ファームインに関してはそうではないですね、その場でという意味では。ぜんぜん今までの発想が違うというところで、そのところだけ限定するという方法もあるかもしれませんね。

○ 井上会長：

そのところだけ限定するということになる、結局例えば食品衛生法だとか食品衛生法施行令だとか、先ほど言った乳等省令ですとか、様々な法律の変更あるいは権限の委譲をおさえる時には、例えばダムで脱糞をした菌の数だとかというような科学的な証明を持っていかないとダメで、冒頭の議論と同じようなかたちでファイルにはまってしまうのではないかという感じはしないでもないんですけれどね。

○ 渡辺地域主権局参事：

個々の家々から届け出はですね。1つだけを証明するのと違って、道州制特区だとすべて広く安全なんだということを証明するとなると、データ数としてもそこ1ヶ所じゃすまないんだと思うんです。気温とか気候とか、いろんな条件も含めてここまでなら多分大丈夫なんだということを証明する必要があると。結構大きな作業がある。構造改革特区でこのファームインならファームインのことだけをデータをつくればと思うんですけれども。

○ 福士委員：

道州制特区だとまさに食品衛生について北海道が責任が持てるかというのがおそらく話になってきて、例えばファームインの牛乳だけについて権限をくださいというそういう話というのはなかなかかなりにくいのかなと。それは構造改革特区のほうでまずはこういう基準、ファームインの場合についてはまさに場所とか時間を区切ってそういう牛乳を提供できるんだという話で申請していったほうがいいのかと感じも持っているんですけれども。

○ 井上会長：

どうでしょうか。今までのところの議論を整理しますと、ここの委員会道州制特区というかたちで議論させていただいているのですが、さっき17,18ページのあたりのところにこれは特区という構造特区の話だと思いますけれども、そういうかたちでの論点の整理の仕方ということで。北海道の地区、地区でこういったかたちのニーズが強ければ、また機会改めて構造特区の構想で提案されたり、あるいはそれを審議するというようなかたちで1つずつ考えていく。あと1つは、これも林委員の方から出たことですが、これは19ページの自家製牛乳販売の件、あるいはニセコ等々における果実酒の件。こういったものについて一応自主的な非常に厳しいハードルを現実的には越えたかたちで対応されておられる事例もある。これがむしろきちんと調べていない、あるいは理解されていないというところが問題であるというふうに捉えれば、むしろ道なりの当該のセクションが中心になってこういうような事例もあるというようなことを広く酪農家、あるいはファームイン・民宿をやっておられる方々に周知をする努力をさせていただくというかたち、こういったかたちで今のところをまとめてよろしいでしょうか。そういうようなことをやりながらまた新しい情勢というのが出てくれば、それは今までの他の案件と同じように棄却したということは我われはしていませんので、いったん本棚において改めて機会がきたらもう一度議論の遡上にのせるというかたちで対応していきたいというふうに思っています。よろしいでし

ようか。

あと1点ほどいきたいんです。2の2 バイオエネルギー関連ということになりますが、これにつきましてまた改めて事務局の方からご説明いただきたいと思います。

#### ○ 渡辺地域主権局参事：

バイオに関しましては昨年11月にこの委員会で議論されたことでもありますけれども、五十嵐委員の方からバイオの他の提案については本棚に戻すという考えだけでも、今いわれている提案は生産に関する提案、バイオ燃料の生産に対して地区を限定して権限移譲をしていくという提案になっているので、実行したいというお話がございました。その後国においてバイオの生産拡大に向けて、かなり取り組みが拡充されてございますので、この点を拡充された取り組みについてお話させていただきます。

平成20年度の国におけるバイオ燃料の生産拡大に向けた取り組み、23ページですけれども、これはまず農林水産省の稲わらや間伐材や未利用バイオマスを活用したバイオ燃料生産拡大ということで、80億円の予算を計上した。それと農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案の提出となっていますが、これは5月21日にこの法律は成立した。この法律の中で地方税の改正ということで、バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減ということが講じられております。

4番目税制の改正となっていますけれども、ガソリン税、バイオ燃料には掛けないということになりました。それとバイオのETBE、海外から輸入する場合には関税を免除するという。それとエネルギー需要構造改革投資促進税制という、これは所得税と法人税に関して新エネルギーを使った場合には、所得税、法人税が軽減されるという措置がありまして、これも2年間延長するという措置が講じられました。

28ページを見ていただくと、これがお話しましたバイオ燃料法案ということで、法律の概要でございます。真ん中に法案がありましてその中に概要というのがあって、その中で認定された取組を国が支援というのがあります。この中にバイオ燃料製造業者に対する固定資産税の減免があります。

次30ページですけれども、これはガソリン税をバイオ燃料には掛けないという、揮発油税と地方道路税を免除するというかたちです。これはバイオ燃料を3%入れた場合には、ガソリン税トータルのその部分、3%分だけ減税されるという措置。

次33ページですけれども、関稅定率法等の一部改正する法律案について(3)、バイオETBEの関稅率を無稅とするということです。

34ページがエネルギー需給構造改革推進投資促進税制ということでございまして、太陽光、風力その他石油以外のエネルギー資源の利用ということでございまして、このバイオ燃料にも該当するというので、この場合には設備投資を行った場合の法人税の特別償却30%、税額控除7%が認められます。これが2年間延長されます。

35ページ、36ページが法律の原文になります。

以上でございます。

#### ○ 井上会長：

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明以降に関しまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思います。福士先生どうぞ。

#### ○ 福士委員：

今の説明からいくとこのご提案の内容は実質的にかなりの部分は実現されたということですね。(渡辺地域主権局参事：そうです)

## ○ 五十嵐委員：

製造したものが販売するときの減税措置ですとか、それから設備に関する特別償却の減税措置ですとか、様々な措置というのはあるんですけども、結局道州制特区で提案されている内容の概要しかないので税のことしか書いていないんですが、事実関係の中をこれは今取り組んでいることですか、1番下の真ん中の事実関係等の整理のところの最後の黒丸ですが、平成20年度関係省庁における取り組みの中で、何となく細切れのような感じがしてこれで本当にバイオ燃料の普及ができるのかなという感じがします。趣旨はその減税ということもさることながら、これをどういうふうにエネルギーに対応するかとか、それと農業問題にも対応できるかということまで本当は道州制では深めていく必要があるのではないかとこのように思っています。1つはバイオエネルギーに充当させる、ここにも書いてありますが、食料と競合しないものを今後使っていこうということもありますけれども、当面例えば食料ではないところの今やっている十勝でやっているビート、苫小牧でやろうとしていることは米ということで輸入米を使うということですね。そうすると耕作放棄地をもう一回農地として復活させて、そういう農産物を生産することで農家の収入も安定し、農地も守りという発想も1つであると。それからここに出ているETBEについても今後世界の情勢はE3であったり、E10であったりするわけで、今のところETBEしかないからこうなんですけれども、やっぱりETBEでいくっていうことが本当にエネルギー対策なのかなっていう疑問もありまして、これができたから今のところ大丈夫ですねというふうには思わないなど。もう少し論点整理をさせていただいて改めて道州制特区として取り組むときに、例えばエネルギー、それから農業、あるいは食料というものの関係というのは非常に新聞紙上賑わっていますので、今日すぐに結論ではないのですがもうちょっと考えたいと思います。

それから今逆風なんですよね。バイオエネルギーに食料品を使うから食品高騰だなんていう考え方が出ていますけれども、通常常識的に考えてそれが主用品であるということがあるはずがないとか、石油の高騰であったり、世界的な状況の中での食糧不足であり、アフリカの問題であり、中国の問題、様々な問題の中で食料品が高騰している中で、バイオ燃料をつくるためにとうもろこし使いましたから価格がどんどん上がっていますなんて、そういう考え方がどうも一般化されようとしている中では、ちょっと今逆風かなと思っています。ただしきちんと見るべきものは見ていかななくてはいけない。ここにメリットで書いているCo2の削減効果については実はあまりないのではないかとこのこと、これももう一般的に知られてきている。私たちはまずきちんとしたデータですとか、調査結果に基づいた中で北海道をどうするかということを考えていく必要があるのかなと思っています。ごめんなさい、ちょっとやっぱり議論する必要があるといった割にはこんなこと言って申し訳ないのですけれども、ちょっと議論の整理が必要かなと思いましたが、今日のお話はよく分かりました。もう少し議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## ○ 井上会長：

五十嵐先生がおっしゃっていることというのは要するにエネルギー問題とか、バイオエネルギーだとか、食糧危機などの問題として一般論としては自分はよく分かるのですが、今回ここで議論するところの元々の個票を見ているわけではないのであれなんですけど、道州制特区の提案として今ここで我われは仕分け作業をやっているわけですが、この部分の224の取り扱いについては今回は留保するということが結論として理解してよろしいのでしょうか。あるいは今日はこれ以上議論しないということなんでしょうか。

## ○ 五十嵐委員：

先生、今日はこれ以上議論しても、とりあえずこの税制についてのクリアは相当程度できたのかなという理解はしました。ただこのご提案の趣旨はバイオ生産燃料特別地区を指定し投資減税とか書いてありますけれども、ちょっとご提案の趣旨プラスご提案の趣旨を委員会でどう議論するかということも含めて考えていった方がよろしいかなと思っていますので、ちょっと今回の提案には間に合わないかもしれませんが、そういった意味では棚においてという先生のお話の整理になるかもしれません。ちょっと私自身混乱しております。

道庁の取り組みの中で総合的な取り組み、2点目の黒丸ですけれどもこれはどういうことになりますか、バイオエタノールとの原料の安定供給のための支援、そこ重要だと思うんですね、原料の安定供給の支援、製造プラントの整備、製造事業者の経営安定に関する支援、ガソリン税等はこれは国のほうの減税で決まったということなんですけれども、道の総合的な支援というのは先生何を指しているのかあとで結構ですのでお願いしたいと思います。

失礼しました、今回この道州制特区の提案委員会でどうするかということですが、議論は続けたいなというふうに思っています。製造が今年度末くらいにはいよいよ初めて十勝でも苫小牧でも工場が出来上がって、できていくんだらうというふうに来年度以降思っておりますので、恐縮ですが秋の提案に向けてはちょっと一旦棚にということで結構でございます。

## ○ 井上会長：

ありがとうございます。ご承知のようにここ数日国レベルでは、例えば北海道によく関心をもたれていることでは、国道だとかあるいは1級河川のところの国から都道府県への管理等の権限委譲の問題というのが。ですから、地方分権が実現するかどうかは別として、今非常に速い勢いで議論が進んでいるということでもありますので、今議論しましたバイオエネルギーのところもご提案があったときにはまだ動いていなくてあまりに合理的ではなくて、実際には提案されて我われが受け取った以降、かなり急展開したのものもあるでしょうし、また先ほどのファームインのところは道議会の発言が出ていますけれども、食品衛生法その他の法律が要するに50年くらい前の話だということもあるので、国に訴えていくべきものはきちんと訴えていくという手続きは当然取らなければいけない。そして道州制というものの直接の目的としているところというのは、これは何回も深く議論してきましたけれども、そのネットにおいて少しこういったものをきっかけにしながら道州制というもののあり方というのが、五十嵐先生がいわれたようなかたちで検討したいと思っています。

中途半端な時間になってしまったんですけれども、この離島のものはかなり時間が掛かるものですか。（渡辺地域主権局参事：説明そのものは3分ほどで終わります。）

では、そちらをいっておきましょうか。言い忘れかもしれませんが今日ご出席の方のうち宮田委員、そして五十嵐委員が途中で退席されるという予定になっておりますので、なるべく前倒しでやらせていただきたいと思います。あと10時半からということで予定しているかんもありますけれども、離島のところ、地域サービスへの161ですね、車の話、これについて事務局の方から説明していただいて議論、意見の交換をさせていただければと思います。お願いします。

○ 渡辺地域主権局参事：

提案 161 でございます。これは離島に住んでいる方は、島と北海道側にほとんど 2 台車を持っていて、フェリーに乗って本土の方の病院に通ったり、買い物に行ったりしているということで、そういうかたちの負担を軽減したいというのが提案の内容でございます。それでここでは自動車税と揮発油税の減免ということになっています。まず自動車税ですけれども、これは地方税でございまして道税でございまして。地方税法の 6 条、地方団体は課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができるとなっております、北海道の判断で非課税となっております。

次 40 ページ、41 ページ飛ばして、43 ページをご覧ください。これはいわゆる揮発油税法です。揮発油税は地方道路税というのがあがっていて、それと租税特別措置法でありますけれども、これが今回国会でもめました暫定税率ということになっております。

この 44 ページにありますけれども、揮発油税は沖縄に関しては軽減措置が現在でも使われている。全国で沖縄だけ軽減措置されている。

40 ページに戻りますけれども、離島振興対策でございまして、離島につきましては特別な措置、離島振興対策ということで行われておりまして、道内では下の表になりますけれども、6 つの島が離島振興対策の対象となっております。

41 ページになりますが、離島振興対策の具体的なことを定めているのが、離島振興法という法律になります。この中では税制上の措置というものがいろいろと設けられておりまして、下の表になりますけれども所得税、法人税の特別償却、所得税・法人税の買換特例、地方税の課税免除又は不均一課税ということが定められています。

この提案は、もしこの提案として出すのであれば離島振興対策の 1 つとして離島振興法を改正するというような提案になると考えています。ただ島以外の 2 台目以降も自動車税を免除するというので、それを現実的にはどのように確認するかという問題があります。以上でございます。

○ 井上会長：

ありがとうございます。ただ今の説明に関してご意見等、あるいはご質問があればお出しただきたいと思いますが、いかがでしょうか。かがみですが、これは冒頭に説明がありましたように地方税法の第 6 条第 2 項のところに出てくるように、これは 37 ページ、地方団体が云々のところのくだりというのは、これは国からの情報を伴う話ではなくて、ようするに道が判断できるか、できる部分があるよという話ですよ。

○ 渡辺地域主権局参事：

ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、離島振興対策の中で地方税の課税免除というのがありますが、この部分は減収補填を国からなされる仕組みになっています。ですからここに仮に自動車税を入れると、国がもし認めれば道が地方税を減免するんですが、その分を国のほうが補填してくれるという虫のいい話ではあります。仕組みをいうところの法律にのせれば。

○ 井上会長：

私ばかり話してて申し訳ないのですけれども、個々の提案のところの 2 ページですね、先ほどの要約の。概要を見ると、これは我われ 1 度ならず 2 回くらい仕分け作業を出したときに、そこであったこともある程度覚えていますが、2 台目以降のという車を 2 台持っている人、要するに 1 台自動車税取らないようにしてくれよという話だったと理解しているんですが、そこの意見ですよ。（渡辺地域主権局参事：そうです。）

そうですね。要するにしほりがあるんだけれども、本土側にいろいろな例えば札幌に行くとか、病院に通うときに車を港の近くに置いているわけですよ、多分。そしてしまうところともかくとして、どちらか1台自動車税いらないようにしてくれという話ですね。

○ **川城地域主権局長：**

道路がついていけば島の持っている車を海の上でも走ってくればいいんですけども、それができないというハンディキャップを加味してほしい、こういうご趣旨ですね。

○ **林委員：**

実際はどのくらいの割合で2台目を所有しているか、そういうデータは持っているんですか。

○ **渡辺地域主権局参事：**

正確なデータは2台もっている方のデータは分からないですけども、例えば奥尻町に聞いたところでは70人くらいではないかという役場の話ですけども。

○ **井上会長：**

離島振興云々のところからいくと島に置いている自動車が、自動車税の免除になるんですか。

○ **渡辺地域主権局参事：**

基本的には島に置いているものです。（川城地域主権局長：今は島だけの対策です。）

○ **宮田委員：**

国からの補填が入らなくて大丈夫だというのは、大きな損失を被るというわけではないでしょう。

○ **林委員：**

一部の人のためという今の70人と聞くと、そこは私は感じを受けたんですけども。ちょっとここだけ見るのではなく、実際はどうなのかというのをもう少し知った上じゃないと、道州制特区を一部の人のためにというふうに使われるのはなんかおかしいんじゃないかなという気はしました。

○ **福士委員：**

そういう立場であると、離島に住んでいるがゆえに2台持たなければいけないということなんでしょうけれども。選択なわけですよ、現在のところは。2台持ちたいということでその方に対して援助すべきかどうか。援助するような仕組み自体はあるわけですよ。公益上必要であると考えた場合には。それだとかこの問題で解決すべきなのか、これは道の政策でならないかという。ここで何か道としてすべきだという、そこが議論になるともっとデータが必要なのかなという気がします。

○ 井上会長：

これでは、もともと私たちが大きな 290 件の分類作業を 2 回やったと思うんですが、そのときにいろいろなカテゴリーの中に入れてしまったわけだけども、例えば道州制特区によらなくても道の現在の施策の中で対応できるものという中に入らないで、道州制特区に残ったものというのは・・・。渡辺参事はその当時いなかったけれども。

○ 渡辺地域主権局参事：

揮発油性のものなのかと私は思いました、この資料を見ながら。沖縄だけガソリン税が減免されているということがあって、島そのものが高いですよね、多分。輸送費もかかるので。そういう趣旨なんだろうと私は理解しています。ただ 2 台目以降というのは自動車税の話、国道がない特殊性から揮発油税の減免、2 台目と揮発油税は分かれているのかなと私は理解しているのですが。

○ 井上会長：

いかがでしょうか。ちょっと大上段に構えずともよいのではないかと。少なくともここにも整理しているけれども、実現するために考えられる手法、複数利用者という、これは基本的に北海道で対応できるという話しじゃないですか、この書き方によると。

今日はいったん棚にということか。

○ 林委員：

私はやっぱり道州制特区で取り上げるというのにはちょっと馴染まないような印象を持ちましたけれども。

○ 井上会長：

いかがでしょうか。ここまでのかたちでいったん棚に置くということでもよろしいでしょうか。ではそのように取り扱いさせていただきたいと思います。ちょうど 10 時半近くなりましたので、予定しておりました方をお招きしたいと思います。残りの議論はこれが終わったあとに進めさせていただいて、再開させていただきたいと思います。

本日審議の参考人として日置さんをお呼びしております。日置さんはこの場では何回かお会いさせていただきましたけれども、この道州制特区の提案委員会の前に知事を座長とした道州制推進道民会議というのがありまして、そこで中心的な役割をされた方でありまして。みんなで考えよう道州制というパンフを一生懸命つくられた方でありまして。この中でコミュニティーハウスというものを道民主導で実践しているということで、その検討グループのリーダーとして 1 年近くいろいろなかたちで議論、実践してこられたということでそういったものを踏まえたうえで私ども今回、福祉制度ということを少し考えていきたいというふうに思っておりましたので、ちょうど日置さんから今日道州制委員会で用意していただいているのは我われが学ばなきゃいけない提案のところをやっていると思いますけれども、これから 30 分程度プレゼンテーションしていただきたいというふうに思っております。その後質疑応答と、よろしく願いいたします。

○ 日置氏：

よろしくおねがいします、日置です。今ご紹介いただきましたけれども、私も道州制とかというのは聞いたことがあっても中身が分からないまま道州制推進道民会議というメンバーになって、いろいろな方たちと検討する中でこれはすごく自分たちがやってきたことと近い発想であったり、これからの地域にはすごく大事だろうというふうに感じました。

もともこのプロジェクトをやったときも、釧路の NPO 法人地域生活支援ネットワークサロンという NPO 法人で私自身も障がい児をもつ親の立場として活動を 1 年ほどやってきたんですけれども、ちょうどタイミングよくというか、このたび 5 月 16 日から大学の方で研究職員ということになりまして札幌の方に移ってきたんですけれども、NPO の実践としては最後の仕事というか、最後にいろいろな方たちと一緒に深くここまでプロジェクトとしてできた、やりきったという気持ちはあるので、それをみなさんにご紹介できればと思っております。

資料と同じものがパワーポイントで写されているんですけれども、今回提案するのは仮称で思いつきでつけた名前なのでコミュニティーハウスというものを制度化したらどうかという提案になります。簡単にいうとこれからいろいろ詳しく説明するんですけれども、今少子高齢化だとか世間の中には生活をめぐる課題というのが実はたくさんあって、それがなかなか解決できない、社会の変化についていけずに解決しにくいという状況があるので、それを住民の力で解決するような枠組み、それがコミュニティーハウスということになると思います。分野としては福祉分野なんですけれども、福祉の中でも地域福祉という分野がありまして、その事業として位置づけることができるのではないかと考えています。ただこれはプロジェクトのメンバーで話しをした中でも出ていたんですが、本当に福祉でいいのかという話しが出ていて、これは福祉だけではなくまちづくりだったり、まちおこしだったり、地域振興、仕事をつくっていくということにも関係してくるし、人を育てていくということも含めて幅広く地域再生というものに寄与できるものになるのではないかと議論がたびたびあったので、一応制度としては地域福祉ということにはなるんですが、そういう思いもつくれたものとしてはあるということを最初に説明しておきます。

コミュニティーハウスというのは必要な人が誰でも使える、地域ぐるみで運営していく、地域の課題や目標というのが見えてくる、誰もが支えて、支えられて主役になれるというような全体のイメージというのがあります。

これが発想されたきっかけなんですけれども、先ほど簡単に説明したとおり、私が道州制推進道民会議のメンバーでいたときに何度か会議の場を経験したのですが、どうも議論が難しいんですね、道州制という話しをするときに本当は身近な話題なのに、どうして自分たちの仕事のフィールドだとか、生活の中でみんなが道州制のことを知らないし、固いイメージがあるんだろう。でも本当は道州制につながるような発想というのは、地域の中に当たり前にその辺にあるもの。それは私は道州制の芽というふうに名前をつけまして、それを地域の中から発見をしてそれを育てていこう、そういう事業ができないかということを考えました。芽を発見して事業をしていくという進展のイメージなんですけれども、まず地域に埋もれている芽をみんなで発見しよう。それを「あっ、こういう芽があるんだね」ということを共有化して、その芽を実際に育ててみる。それが地域主権につながっていくんじゃないか。どうも道民会議の中でも道州制、地域主権だよといいながら、国から権限委譲が降りてくるというイメージが強くて、それでは結局中央集権と何が違うのかという私の疑問もあったので、本当に地域主権というものを実現するのであれば、地域の中からアクションが起きていかなければダメだろうということで、こういうイメージをつくってみました。地域の中から制度ができていくというイメージです。

じゃあやっぱり実際に芽を育ててみようよということになりまして、その第 1 弾として具体的なプランとしてはコミュニティーハウスプロジェクトというものをやりませんかということになりました。それを具体的にいうとまず課題の設定。コミュニティーハウスというものがこういう地域にこういうものがありますよと関係者によって議論して実際にやってみて制度に向けて提案しましょう。今日ここまでようやく 1 年ちょっと掛けて到達

したということになります。

最初の芽を発見するプロセスになりますけれども、どういう地域の課題からこの芽に至ったかということなのですが、芽を取り上げようというときにどういうところから芽を発見しようかという話になったのですが、担当の方も私がこういうのをやろうと言ったから私がどこかから芽を見つけてきたほうがいいよといわれて、言いだしっぺだったので自分が日々考えているところからこんな課題があると考えました。現状の課題としては地域における福祉というふうにと考えると現状と課題のところにあるように、福祉というのは基本的に縦割りになっています。障がい者は障がい者福祉、高齢者は高齢者福祉、生活保護は生活保護、子どもは児童福祉というふうに対象者を枠組みにはめ込んでそれに対してサービスをするというようなかたちになっているので、それに該当するかしないかというのが非常に大きなポイントになるのですけれども、身近に必要なだから使うというシステムにはなっています。あと制度的にいうとそういうふうな枠組みに決められてお金がついてできるフォーマルなサービスとあとそれからみ出るような場合はボランティア、地域の支えあいインフォーマルなものに頼らざるを得ないという支援の体制が非常にコストのかかるフォーマルか、非常に不安定なインフォーマルかという二極化している。あとは制度としてはそういうふうな二極化しているのですけれども、現実としては過疎化が進んだり、身近なコミュニティの崩壊、家庭のスタイルが変わったりする中で、地域で生活するうえで多様な支援のニーズというのが生まれていて、支援を必要としている人は逆に増えているという実態があります。あとはもう少し考えると、実際に今の制度上福祉の対象にならない人であっても、例えば私たちであっても骨を折ってしまえば移送サービスが必要になったりだとか、一時的に病気になったりしたら助けが必要なこともある。そういったことも含めて地域で支えられるものをつくればみんなにとっていいんじゃないかというような発想があります。そこから目指すものとして、中間的でフレキシブルに多様な人たちの支援ができる地域拠点というものをつくったらどうだろう、それをその実現のものだけではなく、実現するプロセスをある程度体現化して応用することで、地域資源を効率よくつくるということもできるんじゃないかという発想を持って。

まずアイデアとしては、手始めに福祉の縦割りを越えていろいろな人たちがいろいろな種類の福祉サービスを必要としている人が一緒に暮らせる拠点があったら良いのではないかと。今だと高齢者は特別養護老人ホームへいき、子どもの場合は児童の施設へ入所し、障がいのある人はグループホームと別々になってしまうのですけれども、そういう方たちが一緒に暮らせる、むしろその方が助け合いができていいのではないかとというようなことが細かく書いてありますけれども、とりあえず福祉の縦割りを越えた何らかの取り組みがあつたらいいのではないかとというのがコミュニティハウスの最初の発想でした。

次にこの発想に基づいて釧路を中心とした地域の関係者のプロジェクトチームをつくりまして、この原案を基にコミュニティハウスのブラッシュアップというか、もっとこうだつたらいいのではないかと議論を何度かにわたって行いました。地元の高齢者福祉の方たちにも現状をお話ししてもらって、中身は細かく書いてあるので見てください。障がいの方たちの支援をしている人もこういう課題が地域にあります、今困っていることと、あとこういうものがあつたらいいんじゃないかということ。生活保護の支援をしている、これは市役所の方ですけれども、こういう課題があつてこういったものがあればいい。子どもの家庭福祉支援をやっている方たちの意見も同じようにでました。あと市役所の企画課の方にも入ってもらって、行政としてどういった必要性があるのかという意見も出してもらいました。それを何度かやった結果わかったこととしては、やっぱり分野が違って必要としていることは共通点があるということが確認されました。さらにコミュニティハウス、こんなものがあるといいねというみなさんのイメージも大体一致してきたというこ

とが明らかになってきました。さらに最初の想定ではあまり意識されていなかったプラスアルファの要素みたいなものも出てきたということになります。

次に例えばこんなことでこんな人たちがこんなふう困っている。これは個人の話をするので資料をあえて作ってこなかったのですけれども、既存のサービスの該当になるのだけれども既存のサービスではうまくいかないという例でいうと、今若年性の認知症の方のケアがなかなか地域でできないという課題があるのですけれども、どうしても介護保険の該当にはなるのですが、例えば50代後半や60代前半で認知症になって発症されて進行が進んで要介護度が4、5になっている方たちが、介護保険の施設に行くというのは非常に抵抗感がありまして、支援を受けたがらない方が割りと見られます。実際に私たちがコミュニティハウスをやったのもそうで、認知の障がい等で施設みたいなたたずまいだとまず施設に入れない、あと何かお世話をされるということに非常に拒否感を持って、この人は嫌だから帰ってほしいと言ってヘルパーさんや支援の方が来ると追い払ってしまうという状態で、でも認知症は進んでいるので家族介護に頼らざるを得なくても家族が倒れそうになっているというような状態で、もうどうすることもできない。結局はケアマネージャーさんも入っていたけれどもどこにも繋げられずにどうしようもならないといったような方が困っている。あと住むところということに関しては、例えば児童養護施設もたくさん子どもたちが溢れているのですけれども、北海道には3ヶ所しかない児童自立支援施設という施設があります。これは仮称デイの1歩手前なんですけれども、愚犯行為だとか違法行為のあった非行のあるような子どもたち、今はほとんど虐待のあった子どもや発達障がいの子どもの多いのですけれども、そういった子どもがある程度の生活トレーニングを受ける場所として道内に3ヶ所しかないんです。そこに入所することになった子どもたちというのは、18歳になると児童施設を出なければならぬのです。だけれどもほとんどの場合は家庭に事情があってそういった施設に入るので、戻るところがないんです。障がいがあれば障がい者のグループホームに入れるのですけれども、障がいがないということになると支えるものがない。支えるものとして唯一あるのが函館に1ヶ所ふくろうの家という自立援助ホームというのがあるのですけれども、これもようやく今年度からやっと1ヶ所だけ予算が付いたのですけれども、そこにしいて言うて行くしかない。そうなると地元には本当は戻りたい、でも戻れないし、もし戻ったとしても1人暮らしをしなければならなくて、大体は支援が受けられずに闇の世界に行ってしまう、それで刑務所に行つて戻つてくるとかということになってしまう。そんな子どもたち、若者もいる。

あとは要介護度が要支援くらいの人でも、本当は家族が面倒を見れなくて養護老人ホームの対象になる方でも、今養護老人ホームの実態というのは特養よりもさらに重い人たちがいっぱい溢れていて、とても釧路の地元でも養護老人ホームに入所しようとケアマネージャーさんのところに相談に行つてもぜんぜん入れないという状態はあります。ちょっとだけの見守りが必要なんだけれどもそういったところがない。あとは軽い知的障がいがあつて自分の身の回りのことは全部自分でできるんだけれども、いつも悪い人に騙されてお金をとられてしまう、年金を取られてしまう、年金を担保にお金を貸すのに騙されてそれを巻き上げられてしまうというような、そういう見守りだけが必要な人も支援するところがないので結局その人だけで解決しなければならなくて、そのたびに保護課に呼び出されて怒られて保護課もどうしていいのかわからないというような人たちが。ほんの数例なのですけれどもたくさん地域で困っている人がいます。今までこういったコミュニティハウスとかがなかった場合には、こういう人たちはもう困つた、困つたと言つて地域の困難事例として関係者は把握しているけれども、どうすることもできない。最終的にはどこか遠くの施設に入所させてしまうというかたちになっていました。

そのような話をずっと検討会の中でもこんな人が困っている、あんな人が困っていると

いうふうに、でもこういうのがあったら本当はいいのにねと言っていたのですけれども、言っているだけではちががあかないと、言ったらやっぱりやらないとダメだよねということでやることにしました。これは芽の発見事業では予算が付かないので、何とかどこからか予算を引っ張ってこようということで、国のモデル事業が障害者保健福祉推進事業というのがあったんですけれども、単年度の補助金ですがそれを申請して予算を取ることができて去年1年間、1年間といっても決定したのが7月くらいで実質8月くらいからはじめて数ヶ月なんですけれどもやってみました。それがコミュニティーハウス冬月荘というものです。これはもともと北電の社員寮が閉鎖されていたところを買い取って、活用しました。コンセプトはプロジェクトの中で練り上げていったものなんですけれども、コンセプトとしては福祉のユニバーサル化というもの。対象者を限定しない、縦割りにはこだわらない、必要な人であれば誰でも使える。もう1つは循環型地域福祉システムというふうに名づけていますけれども、今まで福祉の現場というのは支援される側が助けをもらう立場で、一方的に助けられるだけであって、関係を一方向だけにしてしまうという弊害があって、そうではなく支援が必要で来るのだけれども、その人も何かの役に立つ、活躍できる場をもつ、そこで循環していくんだよというコンセプトのかたちになりました。機能としては3つ据えたんですけれども、住む場所が付いていて、その人たちがいろいろな人が来たときに何か仕事をしていく、仕事をするということ。もう1つが集まって何かをやる日中活動ということの3つの機能を据えてモデル的にやってみました。例えば先ほど紹介したような人は実際コミュニティーハウスで対応した人たちの紹介でした。今住んでいる方3名、今1名決まりそうなんですけれども、先ほど自立支援施設から出てきた16歳の男子と家族の介護が受けられなくて入院先から出てきた70代の女性と、あとは療育手帳を持っていつも悪い人に騙されてしまっていた生活保護の50代の女性の3人が今暮らしているんですけれども、そこに今10代後半の精神障がいの方の方が加わるかたちになっています。あと認知症の方も冬月荘で“きよしクラブ”という氷川きよしの歌を聞きながら談笑するというその人のためだけにつくったんですけれども、きよしクラブをここでやることですんなりそれに参加できるようになって、そこでワンクッションおいて今は介護保険の施設につながりました。そういうふうに先ほどいったような問題が解決というのが見えてきます。今日ご紹介するのは、5月11日にNHKスペシャルでこの冬月荘を舞台に、地元の子どもたちを支援した取り組みが紹介されたので、それをちょっと。

(～映像紹介～)

本当はもうちょっとあるんですけれども、ちょっとこの番組全体にこれでもか、これでもかと今の制度はこんなに大変だというつくりになっているので、多少その部分だけでセーフティーネットというところにスポットは浴びているのですけれども、地域はそれは大げさではなく、地域にはああいう課題というのが実はたくさんあって、それをでは受け皿としてやっていく課題を自覚したり、認識したりしている人たちや市役所も含めて、この事業も市役所が問題認識をして私たちに声を掛けてくれて冬月荘でやったということになっているので、課題は認識していてもそれを具体的な策として取り組むという仕組みがないので、その場として冬月荘というコミュニティーハウスというものが有用であったという例として今のものを紹介しました。

こういう実際の取り組み、いろいろな人が集い、いろいろな既存のサービスでは難しいような方が暮らし、それで仕事に向かっていろいろな取り組みをしていたということでモデル事業をやりながら検討委員会を同時にやりながら、ではコミュニティーハウスというのは何なのだろうかとか、これからどういうふうに提案をしていったらいいのだろうかとい

うことを求めたものが次にあります。

現行の制度との関係を最初に見ていきますけれども、既存の福祉制度はいろいろあるのですけれども、その従来の枠組みとは全く違う発想で枠組みをつくらなければならないという共通認識がありました。今までの福祉サービスというのは、量を拡大するというのが目的だったもので、できるだけ多くの人にできるだけ必要なサービスをとということで基準が画一的である、あと公平性も重視される。それで行政から措置の時代が長かったのですけれども、与える福祉という枠組みだったのですけれども、今は地域の課題が複雑化しているとかいろんな意味で画一的なところからこぼれ落ちる人がどうしても出てしまって、その個別性、あと柔軟性を重視することが一方的に与えるのではなくて、お互いの力で支え合うとかつくり出すという福祉への転換が図られる必要があるので、今までの福祉制度の枠にポンと入るといったものではないというのが1つにあります。

でも制度の中に位置づけるというふうに考えたときにどうできるかということ、地域福祉というやはりフィールドに入れようと。今まで法律上で障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉とかというのは、事業メニューというのが施設サービスを含めてあるのですけれども、地域福祉事業というのは実はないのです。平成12年に社会福祉法が改正されて新たな時代の福祉を、ということでテーマとして「地域福祉の増進」というものが位置づけられているのですけれども、地域福祉の中で法律に位置づけられているのは地域福祉計画というものと共同募金というのと社会福祉協議会というこの3つだけで、実際の地域で地域福祉事業メニューというのがないというのがもう1つ。だから地域福祉事業のメニューとして創設する可能性がある。そうした場合にはある程度事業として事業メニューに入れるとすれば何か基準をつくらなければならないのですけれども、今までの物理的な基準では難しいだろうと。たとえば今までの基準であれば対象者は何歳以上とか何歳未満とか、建物の面積がどうで、人の配置はこういう人をこれだけ何人配置しなさいという基準をつくっていたのですけれども、それがあからこぼれ落ちる人がいて解決しないという問題があるので、新しい枠組み、フレームだけの提案するようなガイドライン基準みたいなものを採用しなければ整理はできないのではないかと。それは国で画一的に決めるのではなく、枠だけ決めて中身は地域で任せていくという仕組みが必要であるというのが3つ確認されています。

その上で、ではコミュニティーハウスというのは何だろうというふうに整理すると、これがガイドラインということですが、定義としてはコミュニティーハウスというのは何ですか、どういう事業ですかと聞かれたときには、地域におけるあらゆる生活課題に対して生活主体とともに解決の手立てを講じる地域拠点、場所ですね、拠点であり、向上的な場と常駐のコーディネーターを有する地域福祉事業であるというふうな定義にしました。

定義が対象者を弁別したりしないものですから、定義から外れないようにするために何のためであるという思想や理念をちゃんとはっきりさせるべきだというプロジェクトメンバーからの話がありまして、ここは押さえようということにいたしました。1つそれは制度の隙間、それをつくる、コミュニティーハウスをつくることでコミュニティーハウスから外れる人があっても構わないということで、制度の隙間をつくらぬというのをまず押さえておこうと。これは地域による地域のためのセイフティーネットの機能強化という目的になります。法的援助を必要とする人の予防線が地域福祉の重要目的であると。

2番目に各法関連機関での役割分担、ここで全部見ましょうということではなくて、もともと地域にはいろんな福祉サービスがあるので、そういうものを役割分担をして、新しい地域福祉システムをつくっていくというものであったと。もう1つは地域でやっていく仕組みなので地域のいろんな住民、あと自治体も含めて両者がエンパワメントしていくと

いうものでなくてはならない。まさに地域主権実現のためのモデル的な実践であるという理念があります。

それで実施のガイドライン、及び評価軸なのですけれども、コミュニティーハウスをやる時に条件みたいなものですね。まず地域による自治的運営システムの評価システムをもつということで、運営をどういうふうにするかは別としても、その地域の人たちと自主的にやっていくような何らかのシステムをもたなければというかたちで、あとは本当にここが役割を果たしているか、ちゃんと仕事をしているかということの評価をするのも地域の中でのシステムをもつ。

それで2番目にあらゆる生活課題、こういうことで困っているといえれば必ず何らかの手立てを講じる。それはできませんとは言わないと。何か直接支援メニューを3つ以上もつ、冬月荘のモデルの場合は住むところと通う場所と就労支援の3つだったのですけれども、それプラス余暇支援でも何でもいいのですけれども、福祉サービスにあるような直接支援メニュー、あとヘルパー派遣とかいろいろあるのですが機能として3つ以上はもつ。あとはその自治体とちゃんと連携していかなければならないので、行政との連携システムをもつということ。あとは包括的で循環的な支援視点をもつ。そこだけ1個あればとか、あと何個あればいいという問題ではないので、人材の育成やネットワークづくり、まちづくり機能も同時に果たしていくというふうに、これもまだ抜けているところはあるとは思いますが、一応検討委員会の中ではこんなまとめになっています。

具体的に制度化するための提案ということでこのプロジェクトで話し合ったのですけれども、まずたくさん方法があると思うのですが私たちのつたない知識で考えたものとしては、まず現行の社会福祉法に盛り込むという方法があります。それには2つパターンがあるかなと思ったのですけれども、まず社会福祉法、第1章第2項3というところには第2種社会福祉事業というのが羅列でたくさんいろんな福祉分野の事業が載っているのですけれども、そこに仮にコミュニティーハウス事業とか入れてしまうという方法が1つあります。あと第10章というのが地域福祉の増進という章なのですけれども、それに第3節まで先程言った3つの地域福祉計画と共同募金会と社会福祉協議会とあるのですけれども、その第4節というのをつけて地域福祉事業というのをつけてそこに位置づけてしまうという方法もあるというこの2つくらいが出ました。あともう1つはこういう社会福祉法というのではなく、北海道に独自で新たな制度をつくるという方法もあるということで、この辺は私たちは専門家ではなくて、どういう方法をつくるとしてもこういう新しい今まで従来の制度ではできなかったことを制度化のプロと共同で具体化できたらいいねと話しをしました。

では最後に、こうやって成功し実際にやっていく中で今の地域にとってはコミュニティーハウスというのは非常に有効であるし、今後の地域の課題を解決するためには欠かせない機能といいますか存在になるというふうに思いますので、制度化できるのであれば。私たちが制度化するのが目的ではなく、こういう実践を積み重ねて地域がみんな生き生きと暮らせればいいというところになるのですが、何らかのかたちで全国に先駆けて、これは北海道の課題だけではなくて、提案ができるのであればしたいなと思っておりますので、ご議論をよろしくお願いいたします。

## ○ 井上会長：

ありがとうございました。プレゼンテーションが終わったということなのですが、若干時間をいただいて、ただ今の説明に関してご意見、あるいはご質問があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 林委員：

素晴らしい活動をどうもありがとうございました。今の中で本当に地域で起きている問題をうまく解決していく素晴らしい考え方なので賛同したいのですが、予算的なことがすごく難しいところもあると思うのですね。今回はたまたま予算が1年分ついたということなのですが、2年目以降はどういうふうにしていくのかとか、この制度についても結局縦割りの中からその予算をどうもってくるかというのはきっとすごく難しいところだと思うのですが、ちょっと予算面のことでお話しいただけますか。

○ 日置氏：

今年度に関しては別の厚生労働省で前年度は障害福祉の分野、障害者保健福祉推進事業で取り組んだんですけれども、やってみてこれは地域福祉の分野だなという実感があったので、今年度ちょうど厚生労働省もそういう必要性を感じていて、地域福祉の分野の推進事業というのが新たにできるのですよね。それがまだちょっと要綱が遅れていて出ていないのですが、できしだいすぐ出すということにはなっていて、ここ1年本筋の地域福祉の方でモデルとしてやっていくつもりでいるのですが、私たちとしては制度化がついてきてくれれば何らかの予算を使ってやろうと思うのですが、それと同時に独自路線といいますか、何かそこで収入を生み出すようなやり方を、下宿の人がいるのでその下宿料とか、あと市とタイアップして先程の学習会などは市の委託が若干ですが、そういうものと組み合わせるとか、民間の助成金でつなぐとか、そんなことを当面は考えているのですが、そういうのを心配しなくてもある程度のベースぐらいは確保できるようにすると地域としては楽なんじゃないかと思います。

○ 林委員：

冬月荘自体はNPOが運営するかたちになっているのですか。(日置氏：はい、そうです。)たとえば今、日置さんが札幌の方へいらっしゃっていますよね。そうするとそのあとは別の方が運営しているのですか。

○ 日置氏：

そうですね、法人自体はそのまま続いていますので、そこがやっていますね。

○ 林委員：

どんどん本当に地域の問題はたくさんあって、どんどん全部きてしまうのではないかと不安といいますか、たとえば今の高校の進学のこと、今またそれが全国で問題にもなっていますよね、未納者が多いとか。そういう意味ではコミュニティーハウスが相当なスタッフがいないと大変なのか、そのあたりはどんなふうに考えていますか。

○ 日置氏：

自分たちで全部受けるという仕組みではないので、いかに地域の人たちもそれを一緒に解決するように動くかという意味の拠点なので、たくさんは来るのですがそれを本来対応すべきところにお返しする、一緒にやっていくとかということをするし、あと今年やってみて考えたのは、やはりここ1カ所ではだめだよということ、他でもたとえば町内会で何とかやっているところとか、あと他のNPOをやっているところと連携しながら似たような機能を地域で増やしていくようなネットワークづくりとか、コーディネーター養成みたいなものとか、そういうところに広がっていていますので、コミュニティーハウス自体もそういう機能をもつということで私たちは整理をしているところです。こ

こで何でもというふうには思っていないのですけれども。

○ 林委員：

道州制特区として提案するときの何か希望というのでしょうか、このあたりを特にというのがあればまたいろいろ私たちも調べたり、考えもできるかなと思うのですが。

○ 日置氏

一番やはり興味深いのは先程林さんがおっしゃった通り、その縦割りの予算をどうもってくるかというあたりを皆さんにご議論いただければいいかなと思うのですけれども。

○ 井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

○ 宮田委員：

私もテレビを見ましてすごい感動したのですけれども、こういったことをやはり地域で興していくためにこの2の10ページのところの社会福祉法に盛り込むことによって社会福祉事業として位置づけるといったようなことを支援とか受けられるものはあるのでしょうか。

○ 日置氏：

法律上の事業というのはすべて予算がつくので、実施するという今までの仕組みでいうと都道府県に事業所の届出をして指定されて、利用する人がいればそこにつくとか、あと運営費としてつくという、いろいろ方法はあるのですけれども、事業として実施するとなれば予算はついてきますね。

○ 宮田委員：

これはそういうことは、届出とか申請は道が行う、またそれをこの場合ですと厚生労働省に持っていかなければならないのですか。

○ 日置氏：

今までの福祉事業に関してはほとんどは道ですね。障害者は北海道です、支庁に届出を出して指定されるという仕組みになっています。基準をつくっているのは国なのですけれども。

○ 宮田委員：

なるほど。だからやはり道州制特区として国にやはりこれは制度的なところで位置づけを何らかのかたちにしてもらって、それを道が受けてやっていくということが考えられるということですか。(日置氏：そうですね。)

ただ、ちょっと質問なのですけれども、この合理的な案のビジネスモデルを、ただ日置さんみたいな人がいないとできない部分がちょっと非常にあるのではないかなと。他の地域でどうですか。これがたとえば制度化されていろんなNPOが各地にあると思うのですけれども、あるいは福祉活動をやっているNPOがこういった制度ができたときに、そういう取り組みを引き受けられる可能性というのはあるのですか。

○ 日置氏：

国もこういう枠組みが必要ということで先程チラッと画像で出たのですけれども、これからの地域福祉のあり方を、何か長い名前ですけれども検討委員会というのが社会援護局長の求めで去年1年間やったのですけれども、その中で全く同じような提案がされていて、全国的にもそれに似た取り組みというのは社会福祉協議会がやっていたりするところもあるのですけれども、いろんなセクターでやっている実践があるのですよね。そこが横のつながりをもてばある程度いろんな地域に応じてやり方ができると思います。

○ 福士委員：

こういう取り組みが全国などで進むようなかたちで制度ができると非常にいいなというふうに感じたのですけれども。

○ 宮田委員：

そうですね、だから思ったのですけれども、こうやって議論していてまた時間がかかって国の方で制度とかガイドラインを先につくって出てきてしまう可能性もあるから、早く出すのだったらある程度の部分で議論ができれば間に合えば意見として早く出すというのは非常に意味があることではないかなと感じました。

○ 福士委員：

国に要求していくということもあるのでしょうけれども、むしろどうなのでしょうね。その辺がちょっと難しいところで、まさに北海道としても今現在でも取り組めることはおそらく確かなのですよね。ただ、まずその地域の力と北海道の制度的な仕組みをつくることになかなかお金もかかることでしょうから、その辺うまく制度設計ができればいいと思いますけれども。ちょっと難しいところもあるのかなという感じを逆にちょっともってしまうのですけれども。

○ 林委員：

たとえば北欧とか福祉が進んでいるというようなところの参考にした事例とかそういうのもあるのですか。

○ 日置氏：

いや、全くないです。スーパーオリジナルで。五十嵐さん、アドバイザーにもなってもらったので何か。

○ 五十嵐委員：

ほとんど今ポイントをついた質問が出たので語るものがなくなってきたなと思いますけれども、いくつかポイントがあると思ってしまして、やはり一番大きいのは財源問題で、続けていくということは非常に重要なのですが、そのときの財源をどうするかという意味ではやはり法律の中に位置づけてもらわなくてはいけないので、これは今日置さんが言ったように国でも動きがあるので、非常に先に歩いてもいいタイミングでもあるかなと。国はそういう法律は書くのだけれども、具体になるところでやはりそういうモデルを探していますし、それは先駆けてやっていくと。むしろその北海道のガイドラインというのを先につくってしまうということで国が取り上げてくれるという方の可能性の方がいいのかというふうに思っています。是非これは法律として位置づけていくという提案をしていきたいなというふうに思います。

あと実質面でやはりいろいろとまだまだあって、宮田さんのご心配は私も同じだったの

ですけれども、取り組みを見ていて先程ちょっと映像に映った男性がいたのですが、ああいう人たちが育っていくんだなというのを実感しました。彼は全く福祉に関係ない、福祉の人ではないところで取り組みを始めてやってきたと。だからむしろ福祉を知っていなくてもそのことに取り組めるというスタンスがあればいいのかなと。ですからここでガイドラインと言っているのは必ずその基準をつくってしまうと社会福祉士1名配置とかそうなるのですけれども、ちょっと待てよと。そここのところは違うガイドラインをつくるということが必要で、どうしてもこの実際のガイドラインの4点目とか3点目のように、どこかにつながることでできる人、先程も出たように「最終的には介護保険施設に入居されたのですよね」という人がいた。ずっと延々とここで暮らしているというイメージではなくて、ここを通過しながらまたちょっと既存の仕組みに適応ができるということも1つの機能としてあるのかなと。そういう意味では外とつながれる人の育成というのはすごく目に見えないのでこれまた大変なのですけれども、そこが一番ポイントになるのだろうなというふうに思っています。是非これは社会福祉法に盛り込んで、かつ北海道の条例でガイドラインをつくり、その基準としては指定になるのかどうかちょっとここをもう少し議論が必要だと思うのですけれども、皆さんにバツと手を挙げられたときにどのようにそれを判断するかという評価の仕組みは入れられると思うのですけれども、最初の入り口のところをどうするかというのはちょっとまだ詰める必要があるかなというふうに思いました。

○ 井上会長：

ありがとうございました。よろしいですか。何かつけ加えることはありませんか。いかがですか。

○ 日置氏：

井上先生から何かありませんか。

○ 井上会長：

私は最近、浦河にあるベテルの家を見ながら、こういうことで一生懸命やってくれている人たちがいるんだなということで感動を受けていたのですが、今日、日置さんが中心になっておやりになっているこのコミュニティーハウス、是非1つのモデルとして北海道の全体、あるいは日本全体でこういうようなモデルケースとして、ビジネスモデル、ビジネスはいらないのですがモデルとして情報発信できるようなかたちになっていけばいいなと。

○ 日置氏：

パーティーを最後にやったのですけれども、あのときには釧路市市長もお祝いに駆けつけてくれまして、生ギターで歌を歌ってくれました。「若者たち」を歌ってくれたのですけれども、あと社会援護局長の中村さんも勉強会を見に来ていただいて情報交換をしているので、是非中村さんとは競争だねと言っているのです、是非北海道が勝ってほしいなと思って、お願いします。

○ 林委員：

そういう意味では札幌で老人下宿をそれこそビジネスモデルでやっているアナガマさんという方は何棟かその老人下宿というかたちで普通だと無理だと言われていたのをやっている方がいて、それをさらにもっといろんな範囲に広げていますよね。そういう意味では

またそういうところの聞き取りみたいなことをすることで見えてくるものもあるかもしれませんね。

本当にがんばってください。それで私たちも知恵をしぼりたいなと思います。ありがとうございます。

○ 井上会長：

どうもお忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。このことにつきましては次回以降道州制特区の提案としてどのようなかたちがいいのか、特にもう一步踏み出して社会福祉法の第1章のところ、あるいは第10章のところについてご提案もありますので、こういったものを軸にしながらもっと権限委譲なり、あるいは活動した事業に足かせ、手かせになっているところをどうやって取り除くのか、そういうところを整理したかたちでやっていただいて、宮田委員からのご発言もありましたけれども、やはり第3回の答申の中に盛り込むように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それであと1時間・・・

○ 宮田委員：

申しわけない、もう少し、あと30分ぐらいで。

○ 井上会長：

あと30分ですか。それでですね、宮田さんが思っているかどうかわからないのですが、今日前日も議論したのですが、これからのテーマの順番をひょっとしたら用意していても全部いかないかもしれないですが、ただ今日、宮田委員も出てきておられますので、前回議論した54と215カジノの関連になりますけれども、それについて事務局の方で今日提示された資料をもとにご説明いただきたい。

○ 渡辺地域主権局参事：

115 ページから説明させていただきます。前回中央の動きとか道内でのカジノの動き、あとカジノの導入にあたっての課題などを整理させていただきました。そのときも説明したのですが、今回は自民党が議員立法でカジノの合法化に向けて動き出しております。超党派でカジノゲーミング法案という提案がされておまして、その基本方針というのをつくったということで、今日はその資料として基本方針についての説明をさせていただきます。

方針本体について121 ページ以降つけてございますが、骨子で簡単に説明させていただきます。骨子ということで「はじめに」の部分につきましては前段の説明と重複する部分は省略させていただきます。それで116 ページの2番「基本的枠組み」ということで法律の目的としては3つ掲げられています。外国人観光客の拡大、国内観光の振興により国際競争力のある観光を実現すること。それと新たな産業の育成ということで雇用創出、地域再生などに寄与する。あと地方の国の財政に資する。この3つが目的となっています。施行の枠組みということですが、カジノを施行できる主体は地方公共団体、あるいは一部事務組合ということで、競馬などと同じような枠組みを考えております。施行を希望する地方公共団体が国に対して申請して大臣がこれを許諾するという方法で施行主体を決めております。主務大臣、担当官庁というのはまだ決まってなくて、今後詰めていくということでございます。

施行地域の段階的施行ということで、当面の施行については国際的・全国的視点から政

策的にニーズの高い地域を優先的に3ヵ所例に挙げています。最終的には最大10ヵ所ぐらいに拡大する。外洋クルーズカジノ、船の上でカジノをやっているということもあるのですが、それについてはちょっと枠組みを別にして今後の課題として検討していくということです。

施行者と民間事業者の協働スキーム、民間事業者の積極的活用ということで、施行者は自治体、公共団体なのですけれども、実際の企画とか建設だとか維持運営などについては公募で特定の民間事業者を選定して委託することも可能。ただし、この委託先となる事業者については厳格な要件を定めてその適格性を国が審査・認証して、その中から候補として委託先を探す。

それで国の機関ということで新たな国の機関を設けて必要な許認可、施行全般の監視監督を行う。国の機関としては独立行政法人カジノ管理機構というものを設立と、あわせて民間有識者からなるカジノ管理委員会を設置して、厳格な管理のもとでカジノをやっていく。こうした国の機関の運営費というのは施行者がカジノで出した利益をあてるということ。収益の配分・活用ということで施行者が地方公共団体ですので、利益というのはすべて地方公共団体に帰属する。したがって税を取らないという方式。それで国の機関は施行者から利益の一部を交付金として徴収する。それで施行者はこういう前提のもとで自ら交渉して、委託先を決めて収益を確保する。ただし、地方公共団体の財政に影響が出ないようにすることが重要ということでございます。国が国の機関ということで交付金として取った部分については、法目的に資する事業に対して支出する。地方が挙げた利益の部分については地方の判断で使うということです。

次に119ページになりますけれども、施行は地方自治体になりますけれども国の機関が査察員派遣して、包括的監視権限を国がもつということであります。それと警察とも連携してカジノの周りの秩序を維持していく。それと青少年の悪影響防止ということで未成年者の学生カジノについては絶対に入れない。カジノに来た人については本人の確認を要請するということです。

あと宣伝についてカジノについての広告だとかプロモーションというのは一定の規制を設ける。あとカジノ依存症患者への対策という項目でございまして、要はカジノ場内のATMだとかお金を出す、カジノでのお金を貸すということはやらないということ。それと地域の実情に応じて日本人、外国人が利用する時間を制限したり、利用させないというのは地域の判断で決めることができるようにするということです。

施行者ないし運営受託事業者はカジノ依存症患者を対象にその地域においてカウンセリングだとか治療などの体制も整備していくということも検討する。こういった内容になってございます。

それで最後、150ページですけれども、これが国の動きをまとめたものでございまして、今年の2月にこの基本方針をもとに自民党の方が民主党の研究会に打診したということですけれども、揮発油税をめぐる対立の動きがあって、その後動きが止まっている状態ということにございます。

以上でございます。

## ○ 井上会長：

ありがとうございます。カジノの進行等々に関しましては前回の第17回のこの委員会の中でも議論したことでございますけれども、今日改めて新しい最近の動向も含めて資料が提出されました。これらの点につきましてご意見等があればお出しいただきたいと思います。宮田委員どうでしょうか。

○ 宮田委員：

国の立法も出てくる可能性もありますが、やはり北海道が道州特区の主体として、何ですけれども、北海道としてもこういった動きの中で地域振興ですとか国際的な観光、これは目的はほとんどカジノの議論で出てきている動きがあるわけですから、こういったものをふまえて北海道としてもこれは立法化されれば特区でなくても行われると思うのですが、たぶん今の情勢でいくと来年までこの北海道の政局の状況を見ますと変わらないんじゃないかということもありますので、意志表示としてはやはりきちんと何かのかたちで、これは次の間に合うかどうかわかりませんが、道州制特区をする前から国際観光、あるいは地域振興とかというようなところで推し進めていくようなかたちでの提案を、立法しないかもしれませんがね。これは国としてもいろんな意見があるところですので、そうでなくても北海道としてこれからのそういったものをふまえた提案を出すというふうに考えております。

○ 井上会長：

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。前回も若干補足的といいますが、意見をつけ加えましたけれども、今の宮田委員のご意見も参考になるのですね。道内全体の議論、世論というかたちでいくとやはりこの中である程度今日説明のあった中でちゃんとされているように思いますけれども、やはり青少年に与える影響と問題というのが懸念されるということで、これは皆さん方にそういう意見があるというのは当然ご承知ことだと思いますけれども、道民全体にとってどう支出していただけるようなかたちを考えて、是非第 3 回目の答申の中に盛り込むように努力していきたいというふうに思っております。

もう提案の答申のかたちというのを次回以降少しずつ詰めていかなければいけないと思いますので、事務局におかれてはよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

○ 宮田委員：

もう 1 つ質問なのですけれども、今道の方で前に知事政策部にカジノのご担当のセッションがあったのですが、今後どういうふうになるのでしょうか。

○ 渡辺地域主権局参事：

同じように今も知事政策部の方に。それと、この 4 月に関係するセッションのワーキンググループが設置されました。今 3 回提案に向けてお話ししますけれども、結構詰めるところが多いものですから、このままのかたちにして詰めるとしてもそのへんはちょっと知事政策部の方から話しを聞かないと。

○ 林委員：

すいません、宮田さんに水を差すような意見で、私自身はやはりちょっとカジノにもものすごい抵抗感があるのですね。ラスベガスへ行って「ああいうところで育ったら、やはり子どもは変になるのではないか」と思うタイプで、もちろんそれは日本のシンクタンクも調査もきちんとしているらしいのですね。そういうカジノ地区で育った子はどうなるかと。そういうこともきちんとしてほしいといけないのではないかなという、そのもちろん立法しようという方たちはプラス面をバァーッとおっしゃっているけれども、やはりマイナス面もきつとたくさんあるだろうと思うので、是非そのあたりを。

○ 宮田委員：

是非それは。私たちの研究会も3年間やっていますけれども、その青少年の問題とかギャンブル依存症の問題ですとか、社会学の問題だとか、いろいろ懸念される問題点について全世界のカジノのエリアの対応ということで、実際、犯罪率の増加について調査をしましたけれども、きちんと対応すればこれは払拭できると確信していますので、是非そのようなことを隠すことなく対応していただきたいと思います。そういうことを議論していけばいいと思います。

○ 井上会長：

よろしいでしょうか。先程林さんからも出ましたように、やはり世論といいますかそれを二分するようなかたちにならないとも限らないテーマですから、前向きに慎重に扱うということでやっていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

では途中で1件だけ入っているのですが、今配布された資料、当日配布資料ということで「広告関連道州制提案事項に関する資料」というかたちになっています。実は今回17回、18回で議論していないところというのは、これは「貿易・物流・人流関連」というところなのです。その75とか221のところに関連するところです。ですから次回、あるいは次回以降に集中的な議論というものを行う予定なのですが、今日質問というかたちで五十嵐さんの方からメモが用意されています。質問に対する回答は当然次回以降の資料の中に入れてくればよいと思っているのですが、できれば簡潔にポイントをご説明いただければというふうに・・・

○ 五十嵐委員：

割り込んで申しわけございません。次回以降空港の問題が出てきたときにまた前回のようになにか質問していかかわからない状態にならないようにということで、ちょっとあらかじめ今まで出していたことに対して私なりに整理をして伺っておきたいなという点でございます。それからごめんなさい、先ほどのちょっと話を戻してごめんなさい。コミュニティハウスの件なのですが、提案の事項を作成するにあたって道の中で是非タスクホース型で何かちょっとプロジェクトをつくっていただいで進めるようにしていただきたいなと。地域福祉の担当の課というのがあるのですか、ないのですよね。総務課になってしまうと思うのですが、この障害を中心にしてこれができる人をピックアップして数人で手早く進めていただければと思っています。すいません、前後いたしました。

ペーパーに戻らせていただきまして、空港関連の道州制特区提案事項に関する質問というかたちでさせていただきました。昨年11月27日に第10回の会議のときに、この後ろに3ページほどつけています資料、たくさん資料は出てきたのですが特に気になるのが、先に見ていただくと手書きで5ページと書いてある「収支試算未定稿」と書かれていた収支試算表でございます。これはじっと眺めていてやはりわからないなと思っていたことについてちょっと整理をしました。まず「歳出・歳入仮定①」というところで歳出・歳入が出ていますけれども、その歳出のところのこの表のつくり方そのものなのですね。当然収支計算ですから歳出・歳入があるのですが、その歳出のところにもまず1つ目、「空港の整備事業費」というのが入っています。今1ページ目に戻っていただきますと整備費用という投資というかたちになるわけで、これは行政ですので単年度計上というのは致し方がないところではありますが非常に違和感を覚えます。試算とそれから減価償却費というものを出せるものなら出していただいで損益計算、貸借対照というふうに分けられないかどうかちょっとお伺いをしたいと思います。これは奥尻のところにも5億の整備費、事

業費がのっかっていて、その他離島は0なのですけれども、おそらく奥尻は災害対策か復興対策か何かかなと思うのですが、この単年度で5億出てきて赤字ですねと言われても、何ともそうですともそうでないとも言いようがないということなので、他の空港も同じなのですけれども思います。その内容がいったい何なのかよくわからないのですね。実際に何をしているからこの整備費なのかとこれもちょっと教えていただきたいと思います。

今の2の(1)のことです。歳出項目の内容と詳細についてお伺いをしたいということで、空港整備事業費についてはどうも滑走路の件と付帯施設とに分かれているというふうになっているのですが、具体的にはどのような工事をされているのか。耐震、修復、滑走路延長など考えられますが何なのか、維持管理費が含まれているのかどうか。その維持管理費かなと思った(2)のところで書いてありますが、その下に維持運営費、工事諸経費が出てきておまして、おやっと思った人件費、チョウ費、それから諸経費になっているのですね。この人件費というのはいったい何をもって人件費としているのかという内容もお伺いをしたい。チョウ費とは何を指しているのか。チョウ費というのは全体の8割以上を占めているものですから非常に大きいのですけれども、いったいこれは何なのだろうかというのにもちょっとお伺いをしたい。あまりこの会議にはなじまないの資料にはつけませんでしたけれども、5月の道新によりますと特会の費用でやはり6億かけて体育施設をつくっていたということが出ていたことがあって、あまり品のいい話ではないので資料にはつけませんでしたけれども、やはり中身が、赤字は赤字でかまわないのですけれども、何がどうなって赤字なのかというのを知りたいというのが全体の私の質問の内容になっています。

それからここに除雪費がどのように反映されているのかですね。たぶん北海道の空港ですと除雪費というのはどんなふうに委託されているのか結構大きなことでもありますのでお伺いをしたい。

改めて2ページですが、もう一度その歳入を見てみたときにまたわからなくなりまして、歳入の額の出し方、説明があったのかもしれませんが、私が忘れただけなのかもしれませんので申しわけありませんが再度確認ということでお伺いをしたいと思います。あと着陸料とか貸付料、これが実際に空港会社から支払われた金額と考えてよいのか、あるいは特会の項目から何か割り出したものなのかお伺いをしたいというふうに思っています。

特会から割り出されたのかなと思ったのは、収支バランスをどう考えるのかという論点整理というのが当局から出されているのですが、着陸料等をベースにするものであり、特会に対する一般会計に組み込まれていないというコメントがあって、このコメントを読んだときにまたちょっと混乱をしてしまったのですね。ちょっとこの整理をお願いしたい。あと以下着陸料収入の内容は何なのか、ここに資料をちょっと載せていますけれども、このような内訳があるようですので内訳をお願いしたい。

それから一般会計の繰り入れについてですけれども3ページ目、一般会計には純粋な一般会計と航空燃料税の13分の11をこれに充当する。それが一般会計になっているのですが、そうするとその内訳はどの程度の金額なのか。燃料税がここに入っているとすると、一般会計とはいえガソリン税の今回の問題と同じですけれども、いったん一般会計に入れて、そこから一般会計として出されているのですけれども、その区分けができるかどうか。それから北海道の負担金がどの程度になっているのか。特例だと思いますけれども、実際どのぐらいの金額なのかという点です。

今後ストーリーを考えると、これまで私が前提としてまず特区提案の道民の方々3件ありますけれども、組み合わせ、組み立てが必要だと思っていまして、なかなか空港一括管理をして千歳の儲けを他の空港に回しましょうという、そういう話では何か特区としての仕組みとしてもうまくないなという気がいたしました。やはりパイが同じであってそ

の奪い合い、補助金の奪い合いみたいな、そういう出し方ではなかなか道民の理解は得られないというのはそれは当然なので、ちょっとストーリーを変えるといいますか、組み立てた方がいいなということで、まず前提として北海道における空港というのはどういうことなのかという位置づけ、国際社会の中でどう機能を強化するかという位置づけがやはり必要だと思います。それから空港の収支を考えるときに、日本の収支はこうなのですが、世界各国そんなことではなくて多様なケイショ法があるようだというので多少勉強する必要があるかなと思っています。

それからやはりパイを大きくするというのを考える必要があるわけで、路線をどう考えるかとか、ハブ空港、ハブ化という提案も出ておりますので、もうちょっとこの考えを考えていく必要があるのかなと。これについてはもう少し考えていきたいと思っています。とりあえず収支のことについては中身を明らかにしていただきたいという趣旨でございます。

以上です。

#### ○ 井上会長：

ありがとうございました。なかなか重い宿題かもしれませんが、趣旨をシンサクの上、ご尽力いただければありがたいというふうに思います。あとちょっと私は次回のスケジュールを考えると、次回まで出てくることは大丈夫ですか。そのあたりのところは種々伝えていただいて、間違いなく伝えていただいて、そしてご尽力いただくようお願いしていただきたいと思うんです。いろんなところの資料でありますので、時間を要するかもしれないということで、ですからテーマの選択、あるいは次回以後議事・議題についてはそのあたりを勘案の上よろしくお願いいたします。効率的に、効果的に議論が行えるようお願いしたいと思います。それでよろしいですか。

ではそろそろ時間であるかもしれません。この審議をやっている間に時間がきたらそれぞれあれしてください。あと残りの時間でやれるところまでやりたいと思います。せっかく福士先生が来られているからそちらの方からやりましょうか。

今2本残っているわけですね。2本ですね。介護の部分と政令市等の法定要件緩和云々という。それでは介護からいこうか。そうだ、今回は法律家の先生を呼んで欠席かもしれないけれども、こっちを片づけてから。

#### ○ 渡辺参事：

では政令市等の要件緩和ということについて説明したいと思います。これはより規定に近いあたりで107ページですが、整理させていただきました。発想のポイントは今までと同じですけれども、住民により身近なところのできるだけ多くのサービスを提供しようということをもとに、住民自治の理念が図られるということと、今指定都市、中核市、特例市、一般市、人口に着目して位置づけられていますけれども、その要件は必ずしも全国一律でなくてもいいのではないかと、こういうところがそのポイントです。

提案の内容といたしましては現行の人口要件が8割程度を全て緩和するというです。ですから指定都市については40万人、中核市については24万人、特例市は16万人、市は5万人ですので、これについても4万人というふうに北海道については考える。その方法としては2つになるのかなと。1つがA提案になりますけれども、自治法そのものの中に北海道についてはこういう数にするということを自治法そのものの中に書き込むという方法。B案が決める権限は道にもらうものなのですけれども条例でその要件を定めていくと。この2つの提案があると考えています。それで今留意事項としては現行と同じような税財政制度がちゃんと構築されるということが必要かと考えております。

期待される効果としましては権限委譲の受け皿を強力となる基礎自治体が誕生。効果的・効率的な広域行政の展開が可能となり、地域の活性化につながる。あと課題につきまして心配される点としては、権限をおいてそれを実施していくわけですから、基礎的な財政基盤、組織体制、市の受け皿の方も必要であると。あと今後こういう緩和することによって具体的な指定を求めてくる要素が出てくるかどうかというところもポイントになるのかなと考えています。

108 ページからそれぞれの指定市、中核市の要件です。それで 109 ページからそれぞれの処理する事務ということで載せています。それで最後 114 ページですけれども、もし仮にこの提案をした場合に、北海道の住民基本台帳人口というのが一覧で載っていますけれども、網でくくっていますけれども 4、5、6、釧路市、苫小牧市、帯広市については 16 万ということクリアするので、特例市。あと音更町が 44,527 人という人口なので、これが 4 万人をクリアしているので市になるというふうなことになります。

以上でございます。

#### ○ 井上会長：

ありがとうございます。今回新しく出てきたというのはカバーの要件緩和発想のポイント以下のところですかね。後ろの方は何かこれは見たようなものが出てたかと思います。それでこれは答申の案、素案に近いかたちになっていますが、この点についてご意見があったらお出しいただきたいと思います。富士先生。

#### ○ 富士委員：

そうですね、提案をするときに政策の中身まで決めてしまうタイプの提案と、それとある程度柔軟な、あとで決める、権限はもらうのだけれどもその権限の中身などをあとで決めるというそういうタイプのものがあると思うのですね。それでたぶん A 案でいくと、たとえばここでもう 8 がけを決めてしまうと。それがそこまで役割というふうに考えてしまうと、普通そういう政策決定するときにはいろいろ町村の意見を聞いたり、いろんな手続きをとるということとなります。だからその A 案というのはそこで決めてしまうという点で果たしていいのかどうかという疑問があります。

B 案ということになると、今度道の方で特例市や中核市については今後決めるということになりますので、いろんな意見を聞いてから決められるという、そういうのはあります。そちらの方が望ましいのではないかというふうに考えます。ここで短期間の間で決着をつけるというよりは。

#### ○ 井上会長：

よろしいですか今のことは。これはただ私は誤解しているのかもしれないけれども、具体的な提案内容で、こうして書かれてあるところ、これは A にも B にもかかるわけではないのですか。ひとつ A にだけかかる。

#### ○ 渡辺地域主権局参事：

いや、両方にかかるのですけれども、具体的にできている提案が 8 割、8 がけといたしますが若干残しているだけですけれども、この部分が富士先生がおっしゃられたように全道的にいろんな町村、市も含めてちゃんと意見集約されているかということです。果たしてそこはどうかののだろうかというところは確かにございます。

○ 井上会長：

前回もここで出ていたと思うのですが、前回だったか前々回、別な案件で広域都市ですね、広域中核市制度のところにも出ていましたけれども、今非常に懸案になっている微妙な問題というのがあるわけですね。支庁制度改革。非常にこういったテーマと結びつけられることが多いわけですが、これは国に上げていく段階では、その前に道議会を通らなければいけないわけですね。道議会の議論に耐えるようなかたちでまとめていかなければいけない。ですからそういう意味では福士先生が言われたように、各市町村の意向というものもある程度ふまえて合意が形成されるようなかたちにならないと、今非常にセンシティブなテーマと位置づけられると、それが前でポシャッとなって、ではその後今度は出されたあとしばらく様子を見られたと。4回、5回ぐらいにならないと出してこれなくなる。そのあたりは慎重に、ですからそういう意味では福士先生が言われたことはひとつの議論の柱になるのではないのでしょうか。何かございますか。

○ 宮田委員：

僕も A と B と、B 案のやはり地域の実情にあわせてないと人口での線引きという単純なものではないところもあるわけですから、それをこの地域特性を道で指定について基準を設けるといようなかたちで、これは井上会長のお話されたことを含めて考えていくとすれば、そういうこともふまえて考えられるようにしておいたらいんじゃないかなというふうに思います。

○ 井上会長：

ありがとうございます。ではそのように今の議論のふまえ方として、また少し熟成させて答申のかたちに混ぜていく。いろんな宿題ばかりでよろしいでしょうか、次にいって。あと残っているのが介護のところですよ。199 の「介護サービス事業所等の指定」及び 242 の「介護サービス事業所等の指定基準について」、これについて事務局の方から概要説明をいただきたいと思います。

○ 渡辺地域主権局参事：

介護事業所の指定要件は条例で定めるといような提案でございまして、199 の方は条例で定めて地場業者を優先的に指定事業者というふうにとい提案でございまして。

介護保険制度仕組みをまず 45 ページにつけてございます。介護保険は税金の保険料として利用者本人の 1 割負担で賄われている。保険料の 31%、40 歳から 64 歳までの方の保険料で賄われて、これは全国プールというのを与えられています。介護保険のサービスは右側の上の方にございますけれども、介護保険のサービスというのは予防給付と介護給付とに分けられて、それぞれが広域型サービスと地域密着型サービスとに分けられます。それで 47 ページになりますけれども、提案が事業者の指定ということでございますので、介護サービスの種類でございましてけれども、都道府県が指定するものと市町村が指定、監督を行うものがございまして。それでこれは先程言いましたがその 45 ページの表になります。広域型サービスと地域密着型サービスというところをこの区分に対応して広域型は都道府県が、地域密着型は市町村が取りまとめをするということでございます。

それで 50 ページになりますけれども、これは介護保険法でございまして。ここでは居宅サービス事業者の指定ということで、この法律でありますけれども都道府県知事が指定するということになっておりまして、知事が指定する場合には 70 条でございましてけれども、都道府県知事はいずれかに該当するときは指定をしてはならないということになっておりまして、法律で指定事業者の不適格要件を別途しているということになっております。そし

てそれは厚生労働省令で定める基準ですとか、厚生労働省で定める人数といったように国が定める基準を満たしていないものについては指定できないという仕組みになっています。以下指定事業者の指定についても同じような規定の仕組みになっていまして、次 56 ページまでがこちらの法律でございます。

ではその厚生労働省令で定める基準というのはどういうものかというのが 57 ページからございます。ここは「指定居宅サービス事業者と介護予防サービス事業者の指定基準（概要）」というふうになっておりまして、68 ページまで一応サンプルとしてつけましたが、現実には 100 ページの超える量の指定の基準があるということです。69 ページからはまた別の居宅介護支援については指定の条件、要件というのが、それが 75 ページにありまして、76 ページからは介護老人福祉施設ということで、こと細かいといえますか、すごい量の基準というのが定まっているということです。

それで次にちょっと飛ばして 105 ページになりますけれども、こうした介護サービスといえますか指定事業者については細かい基準が国において定められておりますけれども、こうした基準に対して昨日渡されているのですけれども国の地方分権委員会で第一次勧告を昨日出しましたけれども、その原案について資料につけさせていただいております。これは福祉施設の最低基準等ということで各種福祉施設については点線の中にありますけれども、床面積、廊下幅、設けるべき部屋の施設基準や入所定員、利用者の処遇など運営基準、職員配置基準が全国一律の最低基準として定められていまして、このため地域の知恵と創意工夫を摘み取ってしまい、住民の多様な福祉サービスに対応しがたい状況が生まれてしまうという問題点を指摘しています。そして施設整備基準のあり方を見直すとともに、その他の基準についての義務づけ、枠づけの見直しとあわせて、さらに検討を進め第二次勧告において結論を得るとなっています。

あわせてこの下の方にありますけれども指定介護事業者、マルの下から 2 つ目ですね、指定介護事業者の指定・指導監督等に関する事務については市に委譲するというのを合わせてなっています。したがって今介護の検討をしておりますけれども、この提案を検討するにあたっては分権委員会の今後の動きということも注視していく必要があるのではないかと考えてございます。なお提案 199 の中にありました地場の事業者を優先指定することにつきましては、この基準の中に地場でなければならないというようなことを入れるというようなことになるかと思っております。

以上でございます。

#### ○ 井上会長：

ありがとうございました。ただ今事務局の方から介護サービス事業所の件に対しましての提案。これらについてご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

今の事務局の説明からいくと、その分権委員会の第一次勧告というかたちで上がっている部分、これが今後どういうふうな展開にするかというのは別の問題なのですが、これはこのままいくかどうか分からない。その際にここである 2 本の提案というのはカバーされる。

#### ○ 渡辺地域主権局参事：

そういった部分も出てくるかもしれませんが、市に委譲するという動きが勧告の中にもありますので、そうした場合その道の基準をつくって、国から道が指定の基準をつくってそれを市がそれに従ってやるという枠組みでいいのか、基準についてもある程度市のほうにもし委譲するなら委譲するというでなくていいのかということも考えていかなければならないなと思っております。

○ 井上会長：

いきなり市というのも。道がというのはあるかもしれませんが。

○ 福士委員：

このご提案だと基準を柔軟にできるようにするというご提案ですけれども、権限委譲の方も合わせて考えていった方がいいのではないのでしょうか。道から市という、それについて勧告の原案の方で、ただ同意つきですけれども監督を包囲するということですが、それも合わせて考えていいのではないかと思います。それと基準をやはり柔軟にするというのはその地域にあわせて変えていくようなかたちにするというのは望ましいのではないかと思いますので。まさに先程のコミュニティーハウスのところもあまりに厳格で要件が定められているというところからもきてると思いますので。

○ 井上会長：

この資料によると別途がやたらと多いものですから、しかし結局この提案のようなかたちで権限委譲ということが言われているのは議論されているのですよね。ただ1点だけ引っかかるのは事務局の方から先程あったかもしれませんが、地場業者を優先してするというのは、これは様々な意味合いをもっているのだらうと思うのですね。実際に中小の介護サービスの事業所が一生懸命おやりになっているというのは当然よくわかるのです。大変な経営努力をされているし、いろんな厳しいところもある。ただ、そういう中でかつてあったコムスンなんかのことがあって、では地元でどんどんと出てくるかというそれはかなり大きな肩代りしているという手段になる。ですからこの地場事業者を優先的に指定するというのは極めて慎重に考える、今の段階ではそれを排除するものではないけれども、慎重に考えるということが必要ではないのでしょうか。福士先生どうぞ。

○ 福士委員：

質問なのですけれども、指定要件については受注要件という一定の資格があれば指定されるようになっているのではないかと思いますので、逆に地場の業者を優先的に指定するという意味があまりよくわからないのですけれども。

○ 渡辺地域主権局参事：

今、私にもわかで勉強した限りでは、要は幅広く指定業者というのがあって、その中から事業所がそれぞれの町の中からサービスを受ける側で選択するという仕組みに今あると思います。それを地場にするとするとき、そういう地場ではない人たちを排除するような仕組みを入れないと、今の仕組みから地場でなければだめということは、利用者が何せ選択するものですから、ここに決めるということは難しいのかなと思います。

○ 井上会長：

ただ、しかし法律的な枠組みの中で言えば2本あって、1本はたとえば分権委員会などが出てきているような、やはり地域の実情にあわせてかたちでの要するに介護、その他の福祉サービスを提供するような要件を地域で決めていいですよということ。ただ今度はそれは非常に大事なことで、これは道州制特区云々のところで挙げていくことも可能だと思います。ただ、片方でそれが通ったあとの話で、ではそれを地域でどのように運用しようかというふうに、たとえば業者の指定の基準を云々というのは、ただそのあとに別なかたちでの条例等々で決めればいい話ではないのですね。そうではないのですか。（事務局：そうです。）

指定業者ですというのはこれはもう要するに2本立てで決まって権限が委譲された段階で北海道の条例か何かで要するに地元業者を優先するとかしないとか、そういうことを決めればいいわけでしょう。国に権限委譲を求める段階でそこまで地域優先だというようなところをもっていくというのは不自然ではありませんか。

○ 福士委員：

おそらく基準の設定を今は政省令で決まっているのを条例で決めるようにするということだと思うのですね。そのときにどういう条件をつけるかということですが、おかしな話になると思うのですよね。指定業者は地場業者だけだと、そういう基準をつくるのはおかしいですよね。だから合理的な指定基準です。下げてもいいと思うので、地域に応じて業者さんがそんなにいないところだとNPOの方とか今の基準に合わなくても指定できるようなかたちでできる。今度そのときに少なくとも公平なかたちでやらなければいけないと思うのです。その選択、そういう排除の仕組みですね、サービスを選択するときに、これらの地場を優先して選択してくださいとか、そういうような仕組みをつくるというのはちょっと利用者の側からいうと制約になってしまいますよね。

○ 林委員：

これはたぶんどういふ方が出したのか今資料がないからあれですけど、地場のそういう事業の方、それは本当に広告などに負けて普通の利用者は名前を知っているところを業者を挙げるというような話は聞くのでそのことだとは思いますが、でもたとえば他のサービスで地産地消とか産消協同で道民運動でそういうことはできるけれど、その道州制特区でこういうふうにするというのは違和感はやはりありますね。

○ 井上会長：

このところはまず理由を先に言いますが、実際には3人で議論してこれをどうするというのはちょっとリスクが高いので、福祉という中に委員の中では五十嵐さんが専門家なんでしょうが、今出たようなかたちで議論を整理していただいた上で道州制特区というかたちで提案するのがよいのか。今のところは地場の扱いがちょっとねというかたちだろうと思うのです。要するに業者側に立てばその議論は成り立つし、そうではない、ユーザー側に立つとちょっとねというかたちになる。しかし「地域」という先程のコミュニティーハウスですけど、やはりローカルで非常にコミュニティーハウスサイドでいろんなものをやって一緒に合わせてやっていこうというようなことになるといろいろな資源というのは地元にあるわけで、そうなるとそのあたりを配慮したような運営の仕方というような、ただそれが道州制特区の提案に馴染むのか、むしろそれはそのあとで分権委員会の場合は市においてくるとなっているわけだから、それはもうそこで地域の実情に応じてやっていただくとかというふうにするにすればいいのだろうと思うのです。ですから最終的な結論は持ち越しというかたちで、今の議論というのを少し整理したかたちで出していただいて次回に再議論するというところでお願いできればと思います。

○ 井上会長：

最終判断は次回にやりましょう。

あとは以上のようなかたちで先程のまだ日置さんも残っていただいておりますが、コミュニティーハウスの件ですね。これは次回法律的な、道州制特区のかたちで提案できるように整理案のようなかたちでなるべく出していただければいいと。それ以外のところでヘンディングにしている、あるいは棚にしまっているというものを除けば、これは今日進めて

いきましようというのはコミュニティーハウス、さらに123、225の政令市等の法定要件緩和云々ということ、そこを今後提案のかたちでまとめてくれるということで次回まとめていきたいというふうに思いますので、事務局の方はよろしく願いいたします。

一応これで終わりというかたちにしたいと思いますが、次回ですね。これは6月12日木曜日です。9時半。

○ 渡辺地域主権局参事：

佐藤先生と福士先生が確認がつかないんですけれども、7月の答申に向けましてこの日にちしか6月のはじめはとれないので、定足数が達しないようなので是非この日にやるということをご了解いただければと。大変恐縮ですがよろしく願いいたします。

○ 井上会長：

事務局におかれては、欠席される方、今までもきちんと事前にご意見等賜っておられるかと思いますが、とりわけ提案を山本委員が法律家先生の2人のうち必ず1人いないと会議が開くべきではないという意見が出ましたけれども、日程上6月12日やむをえないというのであれば、佐藤先生と福士先生にきちんとご意見を賜ってご助言をいただくというふうにしていただきたいというふうに思います。

ではこれで終了ということにさせていただきたいと思います。日置さん、意見があればあとで事務局に伝えておいてください。我われの議論が間違っていたところがあったかもしれませんが、次回の会合で決めるというふうになりますので、よろしく願いいたします。

ではこの辺で終了させていただきます。ご苦労様でした。

(会議終了)